

非常時の特則

この内容は「●●●●●婚礼規約」（以下、「本規約」といいます。）第●条に基づく別紙であり、お客様の挙式・披露宴が地震、台風、竜巻、大雨または大雪等の自然災害（以下、「自然災害」といいます。）や新型コロナウイルス等感染症の大流行（以下、「感染症流行」といいます。）その他の理由によって、開催の可否に疑義が生じた場合の取り扱いを定めたものです。本特則はお客様、参列者及び会場スタッフの生命及び身体の安全確保を目的に設定されたものであり、公平・理解を旨としてお願い申し上げます。

1. 基本的な考え方

自然災害や感染症流行その他挙式・披露宴開催の可否に疑義が生じた際には、本規約上の規定にかかわらず、本特則の規定が適用されます。

2. 自然災害または感染症流行に関する本特則適用の判断基準と取り扱い

自然災害または感染症流行が以下のいずれかの条件（以下、「判断条件」といいます。）を満たした場合に、本特則が適用されます。

自然災害のうち、風や危険が予測できる大雨・大雪等の自然災害（以下、「自然災害」といいます。）や新型コロナウイルス等感染症の大流行（以下、「感染症流行」といいます。）その他の理由によって、開催の可否に疑義が生じた場合の取り扱いを定めたものです。本特則はお客様、参列者及び会場スタッフの生命及び身体の安全確保を目的に設定されたものであり、公平・理解を旨としてお願い申し上げます。

台風： お客様の挙式・披露宴の開催時間に「暴風域」に入る旨の予報
大雨： 「大雨特別警報」または「大雨警報」
大雪： 「大雪特別警報」または「大雪警報」
その他： 各種「特別警報」または「警報」

◆自然災害について

自然災害発生による被害の発生（施設の損壊に限られません。）または予知警報等を受け、施設の場所、交通条件、周辺環境または開催時間等（皆まえ、円滑かつ安全な挙式・披露宴の開催に一定以上の不安が存在する）と判断した場合、本特則が適用されます。

感染症流行については、「新型コロナウイルス等対策特別措置法」及びそれに類する法令に基づき、内閣総理大臣や都道府県知事等の公的機関から施設の使用停止や住民の外出自粛等の要請が、お客様の挙式・披露宴の日時・場所を対象に出された場合、本特則が適用されます。

判断条件のいずれかを満たした場合の取り扱いは、以下の通りといたします。

- ① 当会場に挙式・披露宴を予定通り開催するか、日程を変更して開催するかを選択する権利が発生いたします。
 - ② 前号規定の権利に基づき当会場が日程を変更・選択した場合には、予定日における挙式・披露宴は中止され、お客様は予定日から2週間以内に、改めて予定日を指定する旨の案内の中から新たな開催日程を指定下さい。なお、本号の条件を満たし、日程変更が決定した場合には、本規約第●条の規定にかかわらず、お客様に日程変更料（またはキャンセル料）を請求いたしません。
 - ③ 前号にかかわらず、お客様が期限までに新たな変更日を指定せず、または指定した後に本契約を解約する場合には、本契約は終了し、お客様には本規約第●条に規定する「前日解約」時に適用されるキャンセル料から半額相当分を減額した金額をご負担いただきます。
 - ④ 上記①規定の権利に基づき当会場が挙式・披露宴を予定通り開催することを選択した場合には、当会場は、お客様に対して任意に所要の条件を付加することができるものとします（例：ガーデンでの演出の中止・変更等）。実際に、所要の条件を付加し挙式・披露宴の中止・変更された場合、代金の減額には応じず、お客様はご負担いただくものとさせていただきます。
- なお、前号の条件を満たさない場合には、本特則の条件を満たす見込みがない場合は、当会場が判断し、お客様には、事前にお客様へ通知し、以下の条件その他の必要な対応を実施することとするものとします。
- ・ 施設スタッフによるサービス提供時のマスク着用
 - ・ お客様及び参列者に対しての手洗い、うがい及び消毒の推奨
 - ・ 来館者への検温の実施、発熱者の入館の拒否または退去の依頼
 - ・ その他施設内の衛生環境維持に必要な措置

3. その他

前項の判断条件に直接該当しなくとも、自然災害、感染症流行、法令に基づかない社会的な自粛ムード等によって、お客様の挙式・披露宴の開催に一定以上の不安が存在する場合は、当会場は、一定の「期間」または「条件」を指定するとともに、前項の「条件」に該当しないお客様に対してその取り扱いの適用を提案することが出来るものとします。

当該提案をお受けにならないお客様、及び当会場が設定する「期間」または「条件」に該当しないお客様については、本規約の規定が適用されます。